(ロ)　継続管理勘定に係る未成年者口座内上場株式等　当該継続管理勘定を設けた日からその未成年者口座を開設した者がその年一月一日において二〇歳である年の前年一二月三一日までの間

ロ　非課税管理勘定は、平成二八年から平成三五年までの各年（当該未成年者口座を開設している者が、その年一月一日において二〇歳未満である年及び出生した日の属する年に限る。）に設けることができることとし、毎年八〇万円を上限に、新たに取得した上場株式等及び同一の未成年者口座の他の年分の非課税管理勘定から移管される上場株式等を受け入れることができる。

ハ　継続管理勘定は、平成三六年から平成四〇年までの各年（当該未成年者口座を開設している者がその年一月一日において二〇歳未満である年に限る。）に設けることができることとし、毎年八〇万円を上限に、同一の未成年者口座の非課税管理勘定から移管される上場株式等を受け入れることができる。

(2)　未成年者口座

イ　未成年者口座とは、居住者等（その年一月一日において二〇歳未満である者及びその年に出生した者に限る。）が、金融商品取引業者等の営業所の長に対し、本特例の適用を受ける旨その他一定の事項を記載した未成年者口座開設届出書に未成年者非課税適用確認書又は未成年者口座廃止通知書を添付して提出することにより平成二八年から平成三五年までの間に開設した口座（一人につき一口座に限る。）をいう。

ロ　未成年者口座で管理されている上場株式等につき支払を受ける配当等及び当該上場株式等を譲渡した場合におけるその譲渡の対価に係る金銭その他の資産については、一定のものを除き、課税未成年者口座において管理されなければならない。

ハ　未成年者口座を開設した居住者等は、当該未成年者口座を開設した日からその居住者等がその年三月三一日において一八歳である年（以下「基準年」という。）の前年一二月三一日までの間は、当該未成年者口座内の上場株式等を課税未成年者口座以外の口座に移管等をすることはできない。ただし、当該居住者等が、災害、疾病その他のやむを得ない事由（以下「災害等事由」という。）に基因して当該未成年者口座及び課税未成年者口座内の上場株式等及び預貯金等の全てを払い出す場合は、この限りでない。

(3)　課税未成年者口座

イ　課税未成年者口座とは、居住者等が未成年者口座を開設している金融商品取引業者等の営業所又は当該金融商品取引業者等の関連会社の営業所に開設した特定口座、預貯金口座又は預り金の管理口座をいう。

ロ　課税未成年者口座内の上場株式等及び預貯金等は、当該課税未成年者口座を開設した居住者等の基準年の前年一二月三一日までは、当該課税未成年者口座から払い出すことはできない。ただし、その預貯金等を未成年者口座若しくは課税未成年者口座における上場株式等の取得のために払い出す場合、又は当該居住者等の災害等事由に基因して当該課税未成年者口座及び未成年者口座内の上場株式等及び預貯金等の全てを払い出す場合は、この限りでない。

(4)　払出制限について要件違反があった場合の取扱い

イ　未成年者口座及び課税未成年者口座を開設した居住者等の基準年の前年一二月三一日までに、契約不履行等事由（これらの口座内の上場株式等又は預貯金等をこれらの口座から払い出したこと（災害等事由に基因する払出しを除く。）又はこれらの口座を廃止したことをいう。以下同じ。）が生じた場合には、当該契約不履行等事由が生じたことによる未成年者口座の廃止の際、上場株式等の譲渡又は配当等の支払があったものとして、次の金額に対して一五パーセントの税率により源泉徴収を行う。

(イ)　次に掲げる金額の合計額から、当該未成年者口座を設定した日から当該未成年者口座を廃止した日までの間に当該未成年者口座において取得した上場株式等の取得対価の額等の合計額を控除した金額

①　当該未成年者口座を設定した日から当該廃止の日までの間に、当該未成年者口座において行われた上場株式等の譲渡に係る譲渡対価の額及び当該未成年者口座から課税未成年者口座に移管がされた当該移管の時における上場株式等の価額（時価）の合計額

②　当該廃止の日において当該未成年者口座において有する上場株式等の価額（時価）の合計額

(ロ)　当該未成年者口座を設定した日から契約不履行等事由が生じた時までの間に当該未成年者口座において支払を受けるべき上場株式等の配当等の額の合計額

ロ　右記イにより源泉徴収された未成年者口座内上場株式等に係る譲渡所得等の金額は、確定申告不要制度を適用できる。

(5)　年間取引報告書の税務署長への提出

金融商品取引業者等は、未成年者口座において処理された未成年者口座内上場株式等の配当等の額及び譲渡の対価の額その他の事項について報告書を作成し、これを翌年一月三一日までに、税務署長に提出しなければならない。

(二)　非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置について、次の措置を講ずることとした。（租税特別措置法第三七条の一四関係）

(1)　非課税口座に設けられる各年分の非課税管理勘定に受け入れることができる上場株式等の取得対価の額の限度額を、一二〇万円（改正前一〇〇万円）に引き上げる。

(2)　金融商品取引業者等の営業所に開設されている未成年者口座の非課税管理勘定において管理されていた上場株式等は、同一の金融商品取引業者等の営業所に開設されている非課税口座に移管できることとする。

(3)　居住者等が平成二九年から平成三五年までの各年（その年一月一日においてその居住者等が二〇歳である年に限る。）の一月一日において未成年者口座を開設している場合には、同日以後は、当該未成年者口座が開設されている金融商品取引業者等の営業所に当該居住者等の非課税口座が開設されたものとみなすこととする。

(4)　非課税適用確認書の交付申請書の記載事項等の金融商品取引業者等の営業所の長から所轄税務署長への提供方法について、光ディスク等を提出する方法を廃止し、電子情報処理組織を使用する方法に一本化する。

(三)　次に掲げる住宅取得等に係る措置について適用期限（平成二九年一二月三一日）を平成三一年六月三〇日まで一年六月延長することとした。

(1)　住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除（租税特別措置法第四一条及び第四一条の二関係）

(2)　特定の増改築等に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の控除額に係る特例（租税特別措置法第四一条の三の二関係）

(3)　既存住宅の耐震改修をした場合の所得税額の特別控除（租税特別措置法第四一条の一九の二関係）

(4)　既存住宅に係る特定の改修工事をした場合の所得税額の特別控除（租税特別措置法第四一条の一九の三関係）

(5)　認定住宅の新築等をした場合の所得税額の特別控除（租税特別措置法第四一条の一九の四関係）